

令和 4 年 7 月

保護者の皆様へ

摂津市教育委員会

摂津市の支援教育について(お知らせ)

平素より、摂津市の教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、令和 4 年 4 月 27 日に、文部科学省より「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の通知がありました。これを受けまして、本市の支援教育のより一層の充実に向けて、次のとおり取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 文部科学省からの通知の内容

令和 4 年 4 月 27 日付け 4 文科初第 375 号「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」より

「障害のある子どもと、ない子どもが可能な限り同じ場所で学ぶインクルーシブ教育を進めるとともに、一人ひとりの子どもが社会の中で自立して生活していくことを見据えて、それぞれに応じた多様で柔軟な指導ができる仕組みを整えることが重要である。

そのために、児童生徒がどの時間を支援学級で学び、どの時間を通常の学級で学ぶかを児童生徒の状況に応じて設定するとともに、多くの授業を通常の学級で学ぶことができる場合は、通常の学級に在籍し、状況に応じて通級指導教室の活用を検討する必要がある。」

2. 摂津市の方針

摂津市はこれまで、インクルーシブ教育の考え方を踏まえ、一人ひとりの子どもが社会の中で自立し、生活していくための力を育むために、支援学級、通級指導教室、通常の学級それぞれの場において、児童生徒一人ひとりの障害の状況に応じた指導を充実させるように取り組んでまいりました。

この度、文部科学省からの通知を受け、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するためには、児童生徒にとって、どのような場で授業を受けることが最も適しているのか、各小中学校で見直しを行います。その結果を踏まえ、学校は本人や保護者の皆様と懇談等をおこない、本人・保護者の意見を尊重しながら、次年度以降の適切な学びの場を決定し一人ひとりに応じた支援を行ってまいります。

3. その他

保護者の皆様向けの説明動画を作成いたしましたので、下記の QR コードまたはリンク先よりご覧ください。



<https://youtu.be/65F1-BksATM>

【問い合わせ先】

摂津市教育委員会事務局
教育総務部 教育支援課
(摂津市教育センター)
TEL:072-657-0711
(平日 9:00~17:00)